

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成28年 7 月 25 日

月 曜 日

号 外

目 次

告 示

○建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部改正

1

告 示

富山県告示第354号

建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱の一部改正について

建設工事に係る測量等の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成16年富山県告示第 206号）の一部を次のように改正する。

平成28年 7 月 25 日

富山県知事 石 井 隆 一

第 3 条 第 1 項 第 1 号カ中「平成26年富山県告示第 342号」を「平成28年富山県告示第 334号」に改め、同号コの次に次のように加える。

サ 誓約書（様式第 7 号）

第 3 条 第 1 項 第 2 号エの次に次のように加える。

オ 誓約書（様式第 7 号）

第 3 条 第 3 項 第 1 号を次のように改める。

(1) 政令第 167条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者

第 3 条 第 3 項 第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第 4 号）第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（第 1 号に該当する者を除く。）

「

技 術 者 経 歴 書

業者番号

資格

」

に改める。

様式第 5 号中

様式第 7 号（第 3 条関係）

誓 約 書

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、富山県が実施する建設工事に係る測量等の入札参加資格審査申請を行うに当たり、次の 1 及び 2 のいずれにも該当していないこと並びに今後についても該当しないことを誓約します。

なお、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴県から求められた場合には、当方の役員等名簿（役職名、氏名、性別、生年月日及び住所の一覧表）を提出すること、並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報富山県警察本部に提供することについて同意します。

- 1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 第 1 項第 3 号に規定する暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者（※ 1）
- 2 富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）第 6 条に規定する暴力団員又は暴力団（※ 2）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者として公安委員会規則で定める者（※ 3）

年 月 日

富山県知事

殿

業者番号

所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

※ 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（国及び地方公共団体の責務）

第 32 条 国及び地方公共団体は、次に掲げる者をその行う売買等の契約に係る入札に参加させないようするための措置を講ずるものとする。

- (1) 指定暴力団員
- (2) 指定暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (3) 法人その他の団体であつて、指定暴力団員がその役員となっているもの
- (4) 指定暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者（前号に該当するものを除く。）

※ 2 富山県暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。次号において「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。

※ 3 富山県暴力団排除条例に関する規則（抜粋）

（暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）

第 3 条 条例第 6 条に規定する富山県公安委員会規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 暴力団員を、取締役等として又は事実上、その事業の経営に参加させている者
- (2) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団組織の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 3 条第 1 項第 1 号サ、同項第 2 号オ、同条第 3 項第 1 号及び第 5 号、第 6 条第 1 項各号列記以外の部分、第 7 条第 5 号並びに様式第 1 号、様式第 3 号から様式第 5 号まで及び様式第 7 号の改正規定は、平成 29 年度以後の入札参加資格者に適用し、平成 28 年度の入札参加資格者については、なお従前の例による。

(管 理 課)